国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年１１月１３日
関　東　運　輸　局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、運行管理者選任義務違反ほか複数の違反が確認されたことなどから令和８年１１月１３日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「３７日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

１．違反行為の概要

令和７年９月５日に処分対象事業者の本社営業所に対し監査を実施したところ、運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１８条第1項）等、合計１６件の貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

２．処分対象事業者

- 事 業 者 名 ：漆金運送　株式会社
- 主たる事務所の位置 ：埼玉県行田市大字埼玉３７３１－１
- 代 表 者 名 ：漆原　千鶴子

３．処分内容

- 処分年月日 ：令和８年１１月１３日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（埼玉県行田市大字埼玉３７３１－１）について、３７日間の事業停止処分及び３８８日車（４両×９７日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室　　担　当：平野、石﨑
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２４９（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

別紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分の年月日	令和８年１１月１３日
（２）事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	漆原運送　株式会社（代表者：漆原　千鶴子）
	埼玉県行田市大字埼玉３７３１－１
（３）当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	埼玉県行田市大字埼玉３７３１－１
（４）行政処分等の内容	事業の全部停止処分３７日間及び輸送施設の使用停止処分３８８日車
（５）主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１８条第１項）
（６）違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和７年９月５日に監査を実施。１６件の違反が認められた。 （１）勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項） （２）疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第６項） （３）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条） （４）業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条第１項） （５）運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第９条） （６）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項） （７）高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項） （８）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項） （９）日常点検の未実施（道路運送車両法第４７条の２） （１０）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３、道路運送車両法第４８条） （１１）整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の５） （１２）運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１８条第１項） （１３）事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第９条第１項） （１４）事業計画（営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業法第９条第３項） （１５）事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険未加入（貨物自動車運送事業法第２５条、貨物自動車運送事業法施行規則第１４条） （１６）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　７５点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）　７５点